

「水質基準の見直し等について(案)」に対するご意見募集について

募集期間:平成15年3月14日(金)～平成15年4月13日(日)

全意見集計表

個人・団体数 105件 意見数 402件

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
1	H15.3.28	1	柏市水道事業管理者	(1)地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用 今回の見直し案では、101の農薬が対象になり、その地域で使用されている農薬を水質検査対象としています。この対象農薬をどのようにして、使用実態の把握を進めたらよいのか。また、水質検査は、数年に1回程度の頻度で全対象銘柄の水質検査を行うことを想定しているのでしょうか。
2				(2)水質基準の全面的な見直し(拡大)について 水質基準案で、21項目がす質検査の省略不可能項目となっています。 この中で特に、飲料水の指標となって約100年と長い間用いられてきた有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は、分析が簡便で多くのデータがあることから他の項目の目安等として活用されており有機物質(TOC)に切り替える必要はないものと考えますがいかがでしょうか。
3	H15.3.31	2	和歌山市水道局公営企業 管理者	和歌山市の水源の大部分は、紀の川表流水を利用しておる。過去平均10年5月には、藍藻類による異臭味被害が発生したため、浄水処理(前塩から中塩)の変更を行い対策を講じた。活性炭処理施設がなく新基準値では超過する可能性がある。現在は施設更新を計画中で高度浄水導入を検討しているのでその間、ジェオスミン及び2-MIBの項目については、相当数の猶予期間を考慮した施行を要望します。
4	H15.3.30	3	大阪府水道局 堀 真佐司	1. 水循環の概念がない。 水循環の概念が重要視されている時代における水道事業者としての水質管理・水質監視の役割の重要性があり記述されておらず、環境部局、衛生部局との役割分担についての記述がない。より大きな概念としての水循環の中で水道の水質基準の果たす役割について言及すべきである。
5				2. 小規模水道事業者の検査のあり方について明確に記述がない。 水道事業者の99%は技術者がおらず資金力も劣る小規模水道事業者(専用水道を含む)であるといつても過言ではない。この小規模水道事業者の中には、非常に清澄な湧き水等を水源としているところも少くない。各水質検査項目の省略を可能にしたというが、その水質に関して判断力も持たない小規模水道へのコンサルティングの方法や、ガイドラインなどの早急な整備が必要である。平成4年度の改訂の時には、簡易水道については、水質基準測定の移行のための課長通知(「簡易水道等における水質検査の頻度について」平成5年8月16日水道整備課長通知)が出されたが、現在は、通知は強制力を持たないので、ぜひ、このような提言においても記述して、法律ないし政令でも記述すべきである。また、専用水道の水質検査についても同列の扱いでよいのか疑問である。現状は、ほとんど、専用水道については自己責任の世界で任せてしまっているが、たとえば、国の設置する専用水道の水質検査をどうするのかという、一律同じ考え方の適用は非常に困難であることが容易に想像できる。
6				3. 飲料水水質の基準等の策定、研究、測定方法の開発を総合的にに行う国立の研究機関の設置などの提言がない。EPAやKIWAのような行政とは切り離して飲料水水質を専門的に研究・調査する機関が日本としては是非必要である。逐次改訂方式を提案しているものの、その実行機関がない現状は、何ら改善されないとと思う。次回への検討事項とされたAOCの研究なども含め、基準の見直しの根拠データを外国文献だけではなく、日本としても発信できるようにすべきで、このための戦略も審議会の意見として提言すべきである。
7				○化学物質に係る水質基準(P.17) 「水質検査の省略につき、水道事業者等が適切に判断できるよう、省略の可否に関する指針が明示されるべきである」との指摘は、当然であるが、この指針の具体的な事例が紹介されていない現段階においては、省略をどのように判断するか意見を出せない。
8				○クリプトスピリジウム対策(P.33～) 1. 感染性のクリプトスピリジウムであるか否かの判断(確率)の項もあってよいのではないか。・2001年の兵庫県山崎町の高濃度蛇クリプトスピリジウムの事例・畜産地域における免疫保持者が通常である事例(希広畜産の大研究)・2001.4の多摩川の下水処理放流水での高濃度クリプトスピリジウムの検出事例などのように、すでに水道原水中にたくさんのクリプトスピリジウムが存在している可能性があつたにもかかわらず、患者が発生していないかったことへの理屈が欠落している。本当にどのようなクリプトスピリジウムが感染性を有する確率をどの程度もつのかについても考慮すべきである。
9				2. 非常に清澄な表流水(湧き水等)を水源とする小規模水道へのろ過の義務付けは過大対応ではないか。あくまでも自己責任のもとで、選択できる余地も残すべきである。
10				3. クリプトスピリジウム暫定対策指針は廃止するというが、基準にも定めないまま、廃止しては、今後の研究・技術開発が停止するのではないか。クリプトスピリジウムは測定技術も日進月歩であるし、クリプトスピリジウムの判定そのものもPCRの活用などまだ変わらるものであるうえ、紫外線消毒の効果の実用性は小規模水道でこそ期待されているものであるので、今後とも、クリプトスピリジウムは暫定対策指針として行政の姿に残すべきである。課長通知がダメなら、他の方法を考えるべきである。
11				○水質検査の精度と信頼性のあり方(P.53) 最後に付け足しのように、「あくまでも水質基準への適合を確認するための水質検査に適用するものであり、水質管理システムの運転のために行われる水質検査に適用するものではない。」としているが、最後に記述するのではなく、最初の大前提として述べるべきである。加えて、水質管理システムの運転のために行われる水質検査の考え方については記述がないので、併記すべきである。p.47に指摘しているように「民間の検査機関では工程管理や水質事故に対してまったく経験の無いところが多い」ので、水道事業者自らが、測定すべきなどという基本方針を記述すべきである。同様に、p.48では、「現在の体制では、水質検査の精度と信頼性保証が担保されていない」と指摘しているが、水の製造業者である水道がそのように検査結果を判定する能力をもっていないことこそ指摘すべきで、みんな外注すればよいというようなニュアンスの文書は避けるべきである。基本は、自己検査・自己判断であると思う。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	二 意見
12	H15.3.30	3	大阪府水道局 堺 真佐司	○水質検査のためのサンプリング・評価－サンプリング箇所(p.58) (1)で採水地点は、物質ごとに選定するような表現を使いながら、(4)では、使い分けることのないようにと矛盾した表現が使われている。(1)でより具体的に「送配水システム内で濃度上昇しないことが明らか項目」と示しているので、(4)では、「個所により濃度変化する項目と変化しない項目とを把握した上、できる限り同一の給水栓にて検査すべし」と記述すべきである。
13				○水質検査のためのサンプリング・評価－検査の種類による使い分け(p.63) 「一連の水質管理の状況を確認するための検査」と「水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査」の使い分けの記述が必要である。少なくとも、前者は事業者毎に判断基準が異なるので独自に設定するとし、後者は公表も含め、第3者が見ても納得できる根拠をもとに公正に設定すべきである。
14				○水質検査のためのサンプリング・評価－水源監視(p.64) ③水源監視ではバイオアッセイについての記述があるが、どこまでが水道事業者の役割でどこまでが、環境部局や保健衛生の管轄かが不明確である。水道事業者の現状は防衛的に水源監視を行っているだけであって、水質保全のために環境改善や施策につなげる政策提言を出せるわけではない。この点、水道法のみの対応で不可能な部分はより積極的に水循環の一環を担う水道として、役割分担の明確化を提言すべきである。 水質保全は、水道のためではなく、公共のためであると言う観点が欲しい。 繋引きとしては、取水場より上流は水道の関知するところではなく、環境部局にこそ責任があると明言すべきである。
15				○水質検査計画(P.73) 水源監視のあり方、特に農業監視のあり方が水質検査計画にかかれていらない。水道事業者として責任のあるところではないということであれば、その旨の記述が必要である。また、水道法第4条以外の水質検査項目の取り扱いや都道府県で実施している「水質管理計画」との整合に関しての記述がない。この際、水道事業者がボランティア的に測定している水源監視項目については、はっきりと都道府県の衛生行政の責務であるとかべきである。地方議会では、法律にかかれていらないものはボランティアであるので、公費で予算措置することはおかしいという議論さえできている。
16				○簡易専用水道の検査機関(P.75-80) 現在の検査率85%は一朝一夕になったものではなく、昭和60年代から平成にかけての旧厚生省による指導と都道府県による34条検査機関の育成努力によるところが大変大きい。その結果、島や辺境地においても都道府県単位で検査が実施されている。この実態の把握なくして、自由競争に基づく登録制度の導入は、いわゆる「いいとこ取り」を促すことにより、検査機関の攻撃が相次ぎ、検査率の低下を招くことは容易に予測できる。これを防止するためには、今一度、法律的な強制力をもたせるか、都道府県の関与を認めるようにすべきである。具体的には、法律での記述が不可能な場合には、指導として検査結果の都道府県への報告義務を課すなどにより、少なくとも、検査の実態を都道府県が把握できるようにすべきだ。34条検査機関が検査を実施しなくなった地域がどこかも把握しにくいことも問題だが、その地域を都道府県の衛生部局に実施するように指導したところで、現在のような財政難の状態では実現性はまず期待できない。
17				○簡易専用水道の検査 (P.75-80) 現在は、簡易専用水道の水槽の清掃に関する規定がまったくなく、清掃の現状、業者の実態すら不明である。簡易専用水道の設置者でさえ、どこに清掃を頼めばよいかわからない状態である。その一方で「検査」のみ登録制度で自由化するとしても、現在の料金体系が前れ、検査のみでは経営が成り立たないことは容易に想像できる。そこで、発想を転換して、「清掃」と「管理の検査」をエレベータの保守点検のように同一化してしまってはどうだろうか。双方の業務を登録制度にして、セットで衛生の確保を図る方が、今まで発想が欠落していた水槽の清掃業務への融入にもなり、実効性も向上すると思うがどうか。(ただし、ビル管業者との整理が必要である)
18				○水質管理目標設定項目の取り扱い(p.87) 農業類は、集水域で使用される可能性のあるものを選定して行うということであるが、利根川や淀川のように大流域の場合は、すべて100項目の農薬を測定することになるのか、そうであれば、全項目の定期的な測定は実態上はほとんど不可能である。 農薬については、非常に微量ということもあります。最初から、基準ということではなく、モニタリング監視項目として位置付け、絞り込む過程が是非必要である。また、原水の水質検査は現在の法律(水道法)では、まったく規定がないので、法律の主旨からだけでは、水道事業者にとっては測定の義務は発生しない。このことを、測定することが「望ましい」で済ましていては、現在のような財政難の中では、予算の確保もおぼつかない状況となりかねない。より具体的な水源監視のための水質測定のあり方を提言し、法律的裏付けを整備すべきである。
19				○今後の課題(P.90) クリプトスポリジウム対策として「各浄水場において配水の一部あるいは沈渣を一定期間保存する制度の導入」ということであるが、食品などと違い、フローでしかも大量の水のごく一部を保存することにどの程度の意義があるのか不明である。むしろ、水質異変などの危機が発生したときの対応方法(浄水の貯留、相互融通、広域応援など)の規定こそ充実すべきと考えるがどうか。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
20	H15.3.30	3	大阪府水道局 堀 真佐司	○水質検査計画(別紙P.120) 法律で水質検査計画を位置付ける場合、水道法第4条以外の水質検査項目をどこまで記述できるのかの方針を明らかにすべきである。特に、原水監視、浄水工程上の水質監視・農業の監視をどこまで記述するかは、水質検査計画の位置付けに大きく左右される。さらに、水質管理計画との整合も図るべきである。
21	H15.4.1	4	広島県水質管理センター 温井	①吸光光度法の廃止について 有害有機溶媒を使わないという考え方は分かります。それならば、オートアナライザーとしての吸光光度法を残せば良いのではないかでしょうか。シアノのIC-ポストカラム法やABSのHPLC法などは、ルーチン分析として適当と思えるほどに操作が簡便であるとは言いがたい部分はないでしょうか。また、フェノール類のHPLC法は、農薬のHPLC法と同時分析が前提でしょうか。もし別々に測定するのであれば、その負担はかなりのものになると思われます。また、もし同時分析であるならば、LC-MS法を考えなければ、農薬の多成分同時分析はLC-MSIによらねば難しい部分があることを考慮すると適当ではないでしょうか。また、非イオン界面活性剤の試験にトルエンで抽出して吸光光度法で測定する方法が残っているのは有害有機溶媒を使わないという趣旨からはずれるのではないかでしょうか。これも、機器分析を前提にすべきではないでしょうか。 最後に、ELISA法ですが、これまで日本水道協会で様々な発表をされていますが、本当に定量できるほどの精度を持つものなのでしょうか。基準値に採用するからには、当然誤反応や妨害反応についての一定の知見は必要だと思いますが、日本中の全ての水系で耐え得るといえるだけのデータは収集されているのでしょうか。もしれているのであれば、それを公開していただきたいと思います。
22				②糞便性大腸菌群及び糞便性連鎖球菌について この2種類は、クリプトスボリジウムの指標細菌として多くの機関がこれまで検査してきました。しかし、新しい対策指針では指標細菌からはずれ、今回の水質基準の改正でも、この二つの項目はどこにも出てきません。これは、このまま測定しなくなってしまっても、水道としては問題ないという認識でよいのでしょうか。もし何らかの意味があって、余力があれば検査を続けたほうがよいというのであれば、どこかに出すべきではないでしょうか。このままで、各機関に蓄積されたデータが無意味なものになってしまいかねないと思います。もしもそれは問題があるとお考えならば、何らかの形で盛り込む必要はないでしょうか。
23	H15.4.2	5	豊川市上下水道部 上水整備課浄水場水質係 椎葉 浩二	今回の見直し案において、シアノ、陰イオン界面活性剤及びフェノール類での検査方法から吸光光度法が削除されていますが、2001年版上水試験法では、吸光光度法を用いた流れ分析法が新たに追加されました。この流れ分析法は、3項目同時分析が可能であり、また、定量下限値が基準値の1/10を十分下回ること、CV値が10%を十分下回ることから非常に有効な分析法であります。さらに、分析は自動化され人的負担が少なく、試料は少量ですることから、試薬等についても少量ですみ、ランニングコストは経済的であり、かつ、廃液も少量ですみます。本市においては、今後もこの流れ分析法を継続していくと考えており、今回の見直し案において、吸光光度法が削除されず維持されることを希望します。
24				II. 病原微生物に係る水質基準 4. 水質基準 ・大腸菌群を大腸菌に変更する件 今回の提言では、技術的改善と糞便指標特異性の二つの観点から基準項目の変更を提言している。未処理の原水では糞便指標として大腸菌を選定することに一定の理解はできるが、水質基準の対象は浄水であり、糞便指標特異性は理由とならないと考える。 べきである。この変更を実施した場合、「大腸菌」以外の大腸菌群の細菌が生残していても、基準合格となる。過去の水道統計によれば、大腸菌群検出が全国で年間20回程度報告され、その検出により不適切な消毒の早急な改善に役立っていた。しかし、塩素消毒に弱い「大腸菌」としたならば、これらの多くを見逃すことになると考へられる。審議の中では、一般細菌を從属栄養細菌に変更することでこの不備を回避する検討がなされていたが、今回の提言では削除されている。以上から、「大腸菌」に変更することとは、国民の安全を担保していた現行の水質基準と比べて消毒要件を緩和することとなり、從属栄養細菌への変更を伴わない今まで「大腸菌」に変更すべきではないと考える。なお、浄水処理の指導徹底による回避方法は不十分であることを、過去の事象が証明していることを申し添えます。
25	H15.4.2	6	宮内 孝夫	5. 留意事項・課題 ・塩素消毒への抵抗性(CT値)の調査を追加する件 塩素消毒の効果は病原微生物の種類によって異なることが知られている。先般から話題になっているクリプトスボリジウムもCT値が明確にされていないし、多くのウイルス(ノーオークウイルス、サッポロウイルス、アストロウイルス、アデノウイルス等)も不明のままである。特に、消毒効果が低くなる低水温時のCT値が必要と考えられる。現行の浄水処理でこれら病原微生物が不活化しているかいないかを判断できる資料として、各種病原微生物のCT値の調査を推進する旨の文面を追加していただきたい。
26				II. 病原微生物に係る水質基準の全体を通して 丁寧に事実関係を記載しており、経過を良く説明していますが、読む側が誤解しやすい表現や事実誤認と思われる点があります。これらの公文書による誤認の拡散を防ぐべきと考え、意見を述べさせていただきます。 ・「耐塩素性」あるいは「塩素耐性」という表現について クリプトスボリジウム等に対して標記の表現を用いていますが、別の箇所でクリプトスボリジウムの99% CT値に1600や7000mg·min/Lを提示しています。この場合、1mg/Lの塩素があれば7時間か36時間で約半数のクリプトスボリジウムが不活化することになります。また、「等」に含まれるジアルジアは2時間で半数以下となります。通常、微生物学の世界の「耐性」とは、その条件でほとんど不活化しないか増殖する時に用いる用語で、現実的な塩素接触条件で減少している場合は「塩素抵抗性」と表現すべきと考えます。なお、英論文の多くもchlorine resistantとしておりchlorine tolerantの使用はまれです。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
27				<p>・「検査」という表現について 検査とは基準に合致しているとか、適法であるかどうか判定する場合に用いるべきです。水道では浄水を試料として水質基準項目を測定した場合が当てはまります。それ以外の項目(目標値等は設定されているが基準値のない項目)、さらに水質基準項目でも基準値を当てはめない原水や浄水工程水を試料とした場合に対しては「検査」と表記するのではなく、「試験」等の用語を用いるべきだと考えます。</p>
28	H15.4.2	6	宮内 幸夫	<p>・他の個別表現について 1.一般細菌の3行目 チフスが発生していないことを根拠として、→チフスが発生しにくいことを根拠として、 1.一般細菌の12行目 粪便汚染の指標となり得るとも →糞便汚染を疑わせる指標となり得るとも 1.一般細菌の下から3行目 感度が劣るもの従属栄養細菌と →感度が劣るものの原水においては従属栄養細菌と (参考)1.一般細菌の3行目 感度が劣るもの従属栄養細菌と →感度が劣るものの原水においては従属栄養細菌と (参考)1.一般細菌の12行目 1929年から37°C(24時間)が採用 →1926年から37°C(24時間)培養も採用 (参考)1.一般細菌の16行目 粪便汚染あるいは病原微生物汚染の代替指標が重複化する傾向を見せている点である。 →単に培養装置を共通化したためとも考えられる。 (参考)1.一般細菌の19行目 「一般細菌数は1ml中100を →「一般細菌数は1cc中100を (参考)1.一般細菌の28行目 R2a 培地等 →R2A 培地等 (参考)1.一般細菌の42行目 粪便汚染の指標と →糞便汚染を疑わせる指標と (参考)1.一般細菌の51行目 また、「一般細菌」という項目名こそ変わっていないが 一また、「細菌聚落数」、「一般細菌聚落数」、「一般細菌」という項目名の変遷に伴い、 (参考)1.一般細菌の52行目 それにもかかわらず、一般細菌の指標性について正面から再評価してこなかったことが今日の状況を招いているものと考えられる。 →この理由は、糞便汚染を「大腸菌群」で、一般的な汚染を「一般細菌」で相補うことにより、微生物学的安全性を保証しようとしたものと考えられる。</p>
29				<p>(参考)4.大腸菌群の3行目 腸管内に常在する菌の中で →腸管内に常在する通性嫌気性菌の中で (参考)4.大腸菌群の10行目 1932年に判定基準(常水判定基準 →1936年に判定標準(上水判定標準 (参考)4.大腸菌群の12行目 1966年の水質基準に関する省令(厚生省令第11号 →1958年の水質基準に関する省令(厚生省令第23号 (参考)4.大腸菌群の13行目 (検水量は50ml) →(検水量は50cc) (参考)4.大腸菌群の17行目 認識が今日の国際的な理解である。一認識が国内及び国際的な理解である。</p>
30	H15.4.3	7	北九州市水道局	<p>改正案が採用されることで、実務上不具合が生じると考えられることを次のように記述する。改正案では、シアノフェノール・陰イオン界面活性剤の分析方法から吸光光度法が削除されているが、当会ではこれらの3項目の分析をプランルーベ社製の測定装置による吸光光度法で行っている。年間処理検体数は、水道水を対象として約900検体である。自動測定装置であるプランルーベ社製の測定機器により、迅速な安全確認が必要な水道水質分析に対応しているが、吸光光度法が非適用になることで、プランルーベ社製の測定装置が使用できなくなり、新たに測定機器を購入する必要が生じ、多額の費用を要する。また、他の方法は前処理などの工程に時間がかかり、水道水質分析に求められる迅速性の欠如につながるものと思われる。</p> <p>さらに、現状では上水試験方法に採用されている「連続流れ分析法」に適用できる装置として、プランルーベ社製の測定装置は広く用いられており、水道水質管理を遂行するうえで有用な方法である。定量下限値が下方修正されるようなことがあれば別の方法をとることは考えているが、自動分析装置として汎用されている機器であり、連続流れ分析法として広く用いられている方法を改正後も適用されることを望んでいる。</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
31	H15.4.3	8	(財)広島県環境保健協会 生活科学センター 生活技術部 水質管理課 安部啓介	1 ジェオスミンおよび2-メチルインボルネオールの項目分類分けについて かび臭物質であるジェオスミンおよび2-メチルインボルネオールは、現在、水質基準を補完する快適項目となっており、その目標値は粉末活性炭処理では0.00002mg/L、粒状活性炭処理では0.00001mg/Lとなっております。今回の改定案では、基準項目として設定され、基準値は粒状活性炭等の恒久施設で対応する0.00001mg/Lとなっております。 本市では、湖沼等で発生するかび臭の発生期間が比較的短いことから、一部の浄水場では粉末活性炭処理で対応することとしています。しかし、かび臭については発生の予知が困難なことから、対応遅れによる新基準の超過の可能性も高く、さらに原水のかび臭濃度が高い場合、粉末活性炭の注入率を増やすことにより、かび臭物質の低減は可能となります。しかし、かび臭の除去性能は十分ではなく、新基準を遵守するために現施設の大規模な改善が不可欠であり、新たな経費とともに期間が必要となる等、なお一層厳しい局面が想定されます。現在、かび臭物質は生活利便上の「奥い」の要件として設定されており、今後も基準項目ではなく、管理目標設定項目とするよう要望するものであります。なお、恒久的な高度浄水処理施設の導入が必須となる基準値を設定する場合には、直ちに対応することは困難でありますので、施行に当たっては、相当の猶予期間を設けていただきたいと要望するものであります。
32	H15.4.4	9	(財)北九州生活科学センター 水質環境部 山道 雄	吸光光度法の分析について 現在、当事業所ではシアノ・フェノール類・陰イオン界面活性剤の分析を「2001年版上水試験法」に準じて吸光光度法で行っている。これら3項目は分析操作が煩雑で時間を要し、マンパワーが必要となるため、自動分析装置に頼らざる得ない。吸光光度法で分析を行う連続流れ自動分析装置は、1時間当たり20検体程度の一斉分析が可能で、水道水源の事故などによる緊急検査にも迅速な対応が取れる。当事業所で吸光光度法によるシアノ・フェノール・陰イオン界面活性剤の分析手法が用いられなくなった場合業務上支障をきたすことが十分に予測され、検体受入件数(シアノ及びフェノール類)年600件、陰イオン界面活性剤年850件もあることから検査業務体制の見直しを含め多大なリスクを負う。分析精度については連続流れ自動分析装置でも定量下限値として基準値の1/10以下の値が得られている。また、フェノール類・陰イオン界面活性剤の分析抽出過程でクロロホルムを使用することから、人体に悪影響が懸念される。連続流れ自動分析では、密閉系での分析可能なことから分析環境面でも効果がある。分析機器及び迅速性については、シアノと硝酸性窒素・亜硝酸性窒素などの分析項目がリンクすることから、カラム交換など分析機器のやりくりを含め迅速な測定に支障をきたすことが予測され、フェノール類・陰イオン界面活性剤の分析についても農薬分析とリンクするため、同様の事態が予測される。
33				1. 農薬類の基準について 農薬類については水質管理目標設定項目となるが、対象として101もの農薬がリストアップされている。検査項目は、地域性や季節等を考慮して選択出来るとのことであるが、流域でどのような農薬が使用されているかを水道事業体が把握するためには、農業従事者やその団体の協力がなくては無理である。しかし、現状では農業従事者は使用している農薬について商品名しかわからなく、その中に含まれている化学物質については全く分からない状況であるし、農業団体は使用農薬を公表しようとはしないか、公表しても前年度以前の農薬であり、現状がつかめない状況にある。農薬に関しての、農政サイドの協力体制の確立もしくは調整を予め行っていただきたい
34	H15.4.4	10	釧路市水道部	2. 遊離残留塩素0.1mg/L以上の規定について 水質基準の中に消毒副生成物が増え、省略不可能項目となっているため、検査の負担が増加する。更に、項目によっては基準値を超える恐れがあるため、浄水処理の見直しが必要となるところも予想される。当然塩素消毒自体を見直すことも検討されると思われるが、水道法施行規則にある「給水栓水の遊離残留塩素0.1mg/L」の衛生上の規定によって、最終的に塩素消毒が必要となる。この条文を変更する予定はないのか。
35				3. クリプトスポリジウム等の対策について クリプトspoリジウム等に対する措置としてろ過施設設置の義務づけが予定されているが、専門委員会でも効果が論議されていた紫外線照射設備を暫定指針の中に取り入れるなど、より実効性のあるものにしてはどうか。現状では、浄水にクリプトspoリジウムが検出され、その後段に紫外線照射施設が設置されていたとしても、給水停止は避けられない。
36				VI.水質検査における精度と信頼性保証(QA/QC)について QA/QCについては、中小水道事業体において、委託化で対応せざるを得なくなるので、近隣中小水道事業体間が、例えば共同検査体制のようなものを組織し、高価な分析機器及び人材の有効活用等により、精度と信頼性の確保を促進できるよう、財政支援等の法的整備並びに、市町村合併に係る業務量の増大は必ずなることから、実施までの猶予期間に特段の配慮をお願いします。
37	H15.4.5	11	堺市水道局配水部配水管 理課水質係 横本	VII.水質検査計画について 水道用水供給事業体と受水水道事業体間は、水道施設の一連のものとして機能していることから、水質検査計画を立てるに当たり、検査項目、検査場所及び頻度等を水道用水供給事業体と調整することで、より合理的、効率的な水質検査計画が策定できるよう、両者が誠意をもって、確實に協議・調整に応じるように、法的な整備をお願いします。 また、水質検査計画の策定に当たっては、需要者の意見を聞くプロセスを組み込むことありますが、実際には、需要者の意見を適切に集約するのは難しいと思いますので、最良の方法等があれば具体例をご教授してください。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
38	H15.4.8	12	静岡市企業局静岡水道事務所 水道維持管理課水質担当	今回の改正(案)につきましては、シアン、フェノール類及び陰イオン界面活性剤の3物質に係る水質検査法の内、吸光光度法が公定検査法から除外されることについて、次のように考えております。現在、静岡市静岡水道事務所では、平成13年の上水試験方法(2001年版)の改訂により吸光光度法による「連続流れ分析法」が採用されたことから、上記3物質について同時分析可能な自動水質分析装置を導入して検査を行っております。当水道維持管理課としましては、本装置の測定精度、再現性に問題がないこと、分析作業時間の大軒な短縮や使用薬品の減少が図れたことから効率の良い検査が実現できておりますので、このような利点を踏まえて吸光光度法による連続流れ分析法の継続を強く希望いたします。
39				1. 基本的事項について 新聞報道によると、水質基準の見直し等については平成16年度からの実施を目指すとされているが、今回の改正案の基準を達成するにあたっては、地域の現況の調査、施設用地の取得及び新たな施設の建設など相当の年数を要する。したがって答申案にも述べられているように十分な経過措置を講じられたい。
40	H15.4.8	13	鹿児島市水道局	2. 非イオン界面活性剤について 1) 本項目についてはWHOのガイドラインとEU基準ではなく、USEPAで発泡剤として0.5mg/Lの基準が示されているだけで、0.02mg/Lの基準案は非常に厳しいものである。従来の基準、快速及び監視項目にもなく、新たに基準化された項目であるが、本市では年にわたるデータの蓄積がない。唐突に基準項目とするのは急過ぎる措置といわざるを得ない。各事業体での検出状況を把握する必要がある。したがって管理目標項目とし、その目標値をUSEPAと同一の0.5mg/Lとされたい。 2) 現在の浄水試験法では、提案されている基準値の1/10である0.002mg/Lの測定は困難である。
41	H15.4.8	14	社団法人 日本銅センター 技術部 斎藤	1. ニッケルに関して健康に対して害になると聞きます。ステンレス配管が増える中、水質基準項目にニッケルが含まれるのは奇異な感じがします。
42				2. 銅の水質基準は、1mg/Lですが、WHOでも2mg/Lとなっている点、必須元素になっていて害がない点を考慮し、WHO並みまで緩和しても問題ないと考える。
43	H15.4.8	15	反農薬東京グループ 代表 辻 万千子	【意見1】飲み水についての基本的考え方 水は多くの生物にとって命の根源であり、有史以来、人は飲み水を自然の水源にたよってきました。もともと、飲み水には、自然界に由来する多くの有機及び無機物質が含まれています。自然の水は、見掛け上清潔なものであっても、人によって有害な病原微生物や菌、有害物質を含むこともあります。地球上で、人口が増加し、人の生産活動が進むにつれて、生活排水や生産活動に起因する有害物質等によって、水は一層汚染されるようになってきました。そのため、安全な飲み水を得るために、殺菌消毒や浄化処理が必要になる一方で、処理によって新たな有害物質が生じて、飲み水に混入するという事態も起こっています。さまざまな水質に関する規制が行なわれているものの、私たちは、水生生物が生きられないような残留塩素濃度の水を飲むことを受容せざるを得ない状況におかれています。私たちが、安心・安全な飲み水として求めるのは、病原微生物や菌、有害物質等を含まない水ですが、水源となる水=原水についても、水生生物等が生育できる汚染のないものであることが重要だと思います。すなはち、水道水についていえば、安心・安全な水は、安心・安全な水源からという方が基本にあるべきです。この観点からいえば、現行水道法が、供給水の水質に係わる基準に限定しているのは、問題です。せめて、水道事業者の取水口で採取した原水についても水質基準が決められるべきだと思います。特に、農薬をはじめとする合成化学物質については、取水口で、原水の汚染度をチェックし、基準を超える場合は、取水制限したり、浄水処理を強化することで、供給水への移行を防止できる場合が多いと思われます。また、分析等のチェックも、塩素処理などにより化学物質が変化することを思えば、原水のチェックの方が容易だと考えます。
44				【意見2】 農薬について、原案では、水質管理目標設定項目になっていますが、水質基準とすべきです。基準は、個別の農薬グループと総農薬についてのダブルスタンダードとするのがよいと思います(基準値については後述)。なお、ここでいう農薬とは、活性成分だけでなく、補助成分、不純物など農薬由来の物質(消毒や浄水処理で農薬成分から新に生成する物質、たとえば、有機リン剤オキソ体など)を意味します。 【理由】 (1)農薬は本質的に生理活性を有する毒性物質である。 (2)農薬の多くは殺生物剤であり、開放系に散布することが避けられない。農薬空中散布においては、直接水源地域を汚染する事例が見られるし、水田で散布される農薬は直に河川水汚染に、土壤処理剤は地下水汚染につながり、大気中に蒸発・揮散した農薬は雨水により、水系に流入して、水道水汚染につながる。 (3)本来の水は、水生生物が生育できるものであるべきで、農薬が混入することによってそれらが生育できないような水は、飲み水としては不適である。 (4)農薬は、水質基準として、定期的に検査すべきものである。水源地域で使用される農薬の水道汚染については、一般に、季節変化があり、季節変化後に高い濃度を示すことが知られているため、夏期における分析が重要であるだけでなく、夏期に高い濃度で検出された農薬は通常検査すべきである。 (5)2000年、岡山市で、地下水を水源とする水道水がIPBで汚染されるという事例があった。この場合、水道水中の濃度は0.8μg/Lで監視目標の8μg/Lより低かったものの、異臭がしたため、約4ヶ月取水中止している。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
45	H15.4.8	15	反農薬東京グループ 代表 辻 万千子	<p>【意見3】</p> <p>分析対象とする農業活性成分については、原素に第1、第2、第3群候補としてあげられた約200種のほか、リストアップされていない農薬で、下記の範疇にはいる成分を追加すべきです。</p> <p>(1)PRTR法で指定された農薬 (2)毒劇法で指定を受けている農薬 (3)魚毒性試験でB及びC類の農薬 (4)環境省が公共水域水質評価指針値を設定している農薬 (5)水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準及び水質汚濁に係る登録保留基準 が設定されている農薬 (6)農薬取締法で水質汚濁性農薬に指定されている農薬 (7)農薬取締法第12条に係る省令別表に記載された水田用農薬</p> <p>【理由】</p> <p>(1)分析対象農薬の選定においては、年間出荷量がひとつの目安になっているが、他の法律でなんらかの規制や指定を受けている農薬もとりあげるべきである。 (2)分析対象農薬の選定においては、慢性毒性指標のひとつであるADIだけでなく、農薬の急性毒性や水生生物への毒性試験結果も配慮すべきである。 (3)原素では農薬選定基準が年間推定出荷量50tとしているが、PRTR法第一種指定化学物質の選定基準は年間生産量10tであり、先の基準を見直すべきである。 (4)たとえば、下記のような農薬が原素第一から第三候補群にあがっていない。</p> <p>BRP/DCIP/ETU/XMC/酸化フェンブタズス/臭化メチル/石灰窒素/有機ニッケル/アイオキシニル/アセタミブリド/イミベンコナゾール/エチオン /エチレンオキシド/エマメクチン/安息香酸塩/オキサジクロメトロン /キナルホス/キノメチオネット(キノキサリン系)/クロフェンテジン /クロルフェンビンホス(CVP)/シメコナゾール/ジフェノコナゾール /ジメタメトリン/スルプロホス/チオストン/テブフエンピラド/パミドチオン /パラジクロロベンゼン/ビテルタノール/ピラクロホス/ピラフルフェンエチル /ピリダベン/ピリフタリド/フェノチオカルブ/フェリブゾン /フェントラザミド/フェンピロキシメート/フルスルファミド/フルバリネット /プロビネブ/プロフェノホス/ベンゾピシクリン/メトキサレン</p>
46				<p>【意見5】農薬の一種である展着剤も分析対象とすべきです。</p> <p>【理由】</p> <p>(1)農薬については、環境に散布されるのは、活性成分だけでなく、補助成分も同じである。メーカーは農薬登録の際に、補助成分として使用される物質を農水省に届出ているが、同省は、企業秘密として成分名を明かにしない。農薬は開放系に散布するものであり、企業秘密よりも環境汚染防止が優先すると考える。登録農薬に補助成分として、どのような化学物質がどの程度使用されているかの情報を開示させ、分析対象とすべきである。</p> <p>(2)アメリカでは、1997年現在2311種の不活性成分が使用されており、そのうちの26%が、連邦又は州又は国際機関により有害であるとされている物質だとのことであり、その中には、環境ホルモンの疑いのあるDEHPやDEHA、ノニルフェノールのほか、フェノール、インホロン、ヒドロキノン、ローダミンBなど挙がっている。</p> <p>(3)日本でも、補助成分として、有機溶剤/乳化剤/界面活性剤/着色剤/塗吐剤/共力剤などが添加されているが、化学成分名は明らかでない。</p> <p>(4)ベンチオカーフに補助成分として添加されている4-ブロモフェニルクロロメチルスルホンも水道水中に検出されたことがあった。</p> <p>(5)イナベンフideにはアルキルポリオキシエチレンアルコールが添加されていた。</p> <p>(6)環境ホルモンの疑いのあるビスフェノールAが融点降下剤として、農薬製剤に添加される例もある。</p> <p>(7)展着剤の生産量は3500トン程度であるが、ノニルフェノール系APEをはじめ、さまざまな界面活性剤が使用されている。</p>
47				<p>【意見6】以下の物質は水質基準の分析対象物質とすべきです。</p> <p>(1)クロルピクリン、(2)パラジクロロベンゼン、</p> <p>【理由】</p> <p>(1)クロルピクリンは、94年に串間市簡易水道に混入して被害者がでたことがあり、モントリオール議定書により使用禁止となる臭化メチルの代替品として使用が増える恐れがある。また、フミン酸の塩素処理で生成することも知られている。</p> <p>(2)パラジクは、トイレ用品として使用されており、水系汚染も懸念される。</p>

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
48				<p>【意見7】分析対象として選定された農薬を化学構造により分類し、同種の化学構造を有する農薬をグループ化します。水質基準を個々の農薬グループについては0.1μg/L、総農薬については0.5μg/Lとします。水質分析の際の個々の農薬の検出限界値を0.01μg/Lとします。【理由】(1)原案にある個々の農薬の評価値の算出基準になっているADIは、数値が示されているだけで、その根拠となる農薬登録時に提出された試験成績の内容が公開されておらず、科学的な論議をすすめることができない(たとえば、情報公開法に基づき、毒性試験データの開示を求めて、試験に用いられた農薬の純度すら公開されない)。原案が挙げている各農薬のADIも、確定したものでない。例えば、農事・食品衛生審議会食品衛生分科会残留農薬部会残留農薬調査会議の報告では、DEP:0.002、NAC:0.0075、メソミル:0.028、アミトラズ:0.0025mg/kg体重などとなっており、原案採用の数値と異なる。また、アメリカでは、心身が発達途上にある子供に対して、神経毒性的強い有機リン剤は、いままでのADIを10分の1とすべきとの方針で、有機リン系農薬等の使用の見直しが行なわれている。(2)ADIを基準に算出した個々の農薬の評価値は多くの仮定に基づいている。原案の評価値策定における、飲み水からの摂取は体重50kgの人を標準に一日水2Lとするとの仮定を認めても、ADIに乘ずる係数は0.13から0.024(=M/EP(フェニトロチオン))の評価値の場合)と幅があり、科学的なものといえない。(3)ヨーロッパでの基準も単一農薬については0.1μg/L、総農薬については0.5μg/Lである。(4)すでに、総農薬で0.5μg/Lを管理基準としている水道事業者(福岡県南広域水道企業団荒木浄水場)もある(詳くは【資料】参照)。(5)水道水には複数の農薬が混入するが、それらのすべての組み合わせについて複合毒性を科学的に評価することは、もともと困難で、むしろ、実測データを基に管理基準を決めた方が合理的である。(6)農作物の残留基準は、現状では、毒性に基づいて決められているが、残留実態調査結果を反映して、基準値を見直すことが求められている。(7)原案が提案している総農薬方式についても、当初案では、Σ管理目標値が0.5であったが、これは、実測値から設定された数値であった。(8)原案の総農薬方式といえば、各農薬の評価値は0.0001から2mg/Lという広い範囲にある。ADIをクリアするからとはいって、実散布濃度の500分の1の農薬(たとえば、ホセチルやグリホサート)が混入した水道水を安心して飲むこと</p>
49	H15.4.8	15	反農薬東京グループ 代表 辻 万千子	<p>【意見8】農薬の分析を効率的に行なうため、関係者に以下のような点を義務付けるべきです。</p> <p>(1)農薬製造・輸入者又はそれらを管轄する農水省は、農薬製剤に含まれる活性成分、補助成分、不純物の種類と含有量を水道事業者に報告せねばならない。(2)農薬販売者・使用者又は農薬を取扱う農業関連団体は、水源地域で使用する農薬の種類と数量を水道事業者に報告せねばならない。(3)農業と同じ活性成分を含む非農耕地用除草剤、トイレ用品、防疫用薬剤、シロアリ防除剤等の製造業者、販売者、使用者(主に散布業者や行政関係)についても、(1)(2)と同様報告義務を課す。(4)地方公共団体の衛生研究所等は、水源地区的農薬環境分析調査をした場合、その分析結果を水道事業者及び受給者に提供せねばならない。</p> <p>(5)水道事業者は、水源地域の事業所、ゴミ焼却施設やゴミ処分場、下水処理場等からの農薬排出量を把握しておかねばならない。(6)農薬製造・輸入者又はそれらを管轄する農水省は、農薬製剤に含まれる活性成分、補助成分、不純物の分析用標準品を水道事業者に供給せねばならない。</p> <p>【理由】</p> <p>(1)水源地域で、どのような農薬(活性成分、補助成分等)が使用されているかを知ることは、分析調査を実施するのに必要である。(2)不純物の中には、PRTRに指定されたダイオキシン類、ETU(エチレンチオウレア)や化審法で規制されるDDT類、HCB、その他、MBC(カルベンダゾール)、ベンゾピレン、ヒドラジン、カルボフラン、テトラクロロアゼンゼン、ニトロソム、オキソム体などがある。(3)農薬取締法の対象外である非農耕地用除草剤などが、河川敷、鉄道敷地ほかでも使用されている。(4)シロアリ防除剤の土壤処理で水系が汚染された例がある。(5)ハエ、カ駆除の防疫用薬剤は、河川、下水路、側溝など散布され、トイレ用品は下水に流入し、水系を汚染する。(6)PRTR法で、事業所からの化学物質の排出量が報告されているので、その情報を利用する。(7)分析用の標準品の中には、入手困難なものもあり、関係者は水道事業者の求めに応じて、提供する必要がある。</p>
50				<p>【意見9】水質基準がない農薬(他の化学物質、その他の項目にも準用)について、水道受給者が水道事業者に水質検査を求めることができるような申立て制度を作るべきです。</p> <p>【理由】</p> <p>(1)基準がない物質や項目についても、受給者が危惧をいたく場合は、その求めに応じて、水質検査をし、結果を公表するのがよい。</p> <p>(2)安全・安心な水を求めるのは、受給者の権利である。</p> <p>(3)予期せぬ汚染が生じた時に迅速に対応できる。</p>
51	H15.4.9	16	苫小牧市水道事業水道部 錦多峰浄水場 水質検査係	アルミニウムの分類と基準値の設定についての要望 当市では河川表流水を原水としていますが、年間平均濁度が非常に低濁であるため、凝集処理には大変苦労しているところです。そのため、濁度に対して大目の凝集剤を注入し、クリプトポリジウム対策に伴う浄水の濁度管理を行うとともにアルミニウムの漏出低減化をしているところです。凝集剤は凝集処理上必ず添加しなければならない薬品であり、浄水の濁度管理の強化に伴う注入量の増加や低水温低濁度に伴う凝集不良により、場合によっては基準値を超えることも考えられます。従って、アルミニウムを管理目標とし、目標値を現行の快適水質項目の目標値として頂きたく要望いたします。

意見番号	意見到着日	氏名 (法人)番号	氏名(法人名)	ご意見
52	H15.4.9	17	セントラル科学株式会社 松永 広助	<p>44 有機物質(TOC)／総有機炭素計測定法 本検査法は、有機炭素(TOC)の測定が新たな試験項目として水質基準に加わるに当たって、このたび掲載された水質検査方法であります。種々ある有機炭素(TOC)分析法の中にあって、「燃焼+NDIR」方式のみに当てはまる様な記述内容となっており、他方式の有効なTOC分析計の適用が阻害されることが懸念されます。現に多くの水道事業体等から他の方法は該当しないのかという問い合わせを受けております。従いまして、市販の、水道水TOCに適用可能なTOC分析計が、公平に扱われますよう、検査法案の修正をお願いするものであります。 尚、厚生労働省におきましては、日本薬局方の「一般試験法」の中でTOC試験法が規定されており(62. 有機体炭素試験法)、TOC分析計の方式について特に限定的に書かれていないことを附記いたします。念のために参考情報として本メールに添付致します。</p>
53	H15.4.9	18	(財)島根県環境保健公社	<p>吸光光度法による分析方法の排除について 今回の「水質基準の見直し等について(案)」によりますと、現行の水質基準分析法で採用されている吸光光度法が大幅に排除され、『非イオン界面活性剤』の分析法にのみ採用されています。 今、分析業界では微量分析等の高度分析と同時に分析作業の効率化を目指して自動化も進められていますが、その手法として吸光光度法による連続流れ式分析法も有効な分析システムとして広く普及しています。 当公社においても『シアノ』、『陰イオン界面活性剤』、『フェノール類』について吸光光度法による一斉分析を行っており順調に稼働していますが、今回の(案)に示されたように吸光光度法が排除されると、同分析システムは利用できなくなります。同システムは、水質検査の迅速化及び多検体処理に不可欠な機器として、水道水質検査機関で相当数採用しており、[2001年版上水試験方法]による分析精度面でも所定の精度が確保できています。基準値がさらに厳しくなり、「吸光光度法」では上記検査項目の分析方法として、定量下限値の保証ができるなどの欠陥及び限界が示されれば排除も止むを得ないと考えますが、基準値の改正がない以上、少なくとも『シアノ』、『陰イオン界面活性剤』、『フェノール類』については、「吸光光度法」が引き続き採用されることを強く要望いたします。水質検査方法については、分析精度面で所定の条件を満たす方法が複数ある場合には、柔軟に対応して頂きますよう重ねてお願い致します。</p>
54	H15.4.9	19	全日本水道労働組合 書記次長 水越隆	<p>今回の水質基準等の改正案については、基本的な考え方については評価ができると考えています。ただし、地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用に関する仕組みについては、下記の理由により補強すべきと考えます。今回の改正案では、水質基準の柔軟な運用に関する判断は、水質検査計画を策定して利用者への速やかな公開などを前提とされていますが、基本的には事業者の「自己責任」とすることを基本としています。</p> <p>このことについては、2002年4月から施行されている改正水道法において、極めて小規模な事業体が多く、技術的・財政的基盤の弱い日本の水道制度の現状のもとでは、将来に亘って「安全な水を供給」していく上では「十分」とはいえとの現状認識から、第三者委託の制度化、水道事業の「広域的管理」の方向を目指す施策を法制化してきたと理解しています。その意味で、全ての水道事業者が自己責任に基づき、水質基準の柔軟な運用を図り得るだけの技術的基盤があるとの前提に立つことは極めて困難であり危険といわざるを得ません。また一方、「安全性」の論議よりも「効率性」を求める風潮が大きくなるような昨今の経済情勢や地方公共団体の財政難の中において、効率性を追求するため、水質検査費の削減効果の点からのみで水質基準の彈力運用の判断をする事業体がでてこないとも限りません。そのような点から、省略指針案にある「水質検査を省略することのできない項目」がいつのまにかナショナルミニマムとなる危惧を感じています。以上の点から、事業者が作成する「水質検査計画」については、その適正化を図るためにスキームが必要であると考えます。今回の改正案の中にも、水質検査計画のスキームが示されていますが、法的にどう位置づけられるかが明確とはなっていません。</p> <p>2. 以上のような理由により、次の点の補強を求めます。</p> <p>(1)法律事項である水質基準の柔軟な運用を図る根拠となっている「水質検査計画」の策定に関する事項は、法律事項として定めること。 (2)「水質検査計画」のスキーム概念図で示されている内容は、少なくとも法令ないしは 省令事項として定めること。特に、計画書の届け出の義務化、需用者に対する計画書の公表・意見聴取に基づく合意、国又は都道府県の監督権、助言・指導に関する事項については明文化すること。</p>
55	H15.4.9	20	京田辺市水道部	<p>病原性微生物対策の強化についての意見 クリプトスピロジウム等の耐塩性病原微生物に対する措置につきましては、汚染のおそれがある場合はろ過施設を用いた適正な浄水処理の実施を義務付けるように、水道法の改正が答申されています。これにつきましては、法改正ではなく、水道におけるクリプトスピロジウム暫定対策指針の中で対応して頂きますよう意見を提出します。本市主力浄水場である薪井戸戸2本、浅井戸2本、伏流水2ヶ所から取水し、除鉄除マンガン処理を行って配水しております。クリプトスピロジウム対策として大腸菌と嫌気性芽胞菌の原水毎月検査を実施しておきましたところ、伏流水の1本から大腸菌が検出されました。このため、暫定対策指針に從って平成14年度に原水濁度計を設置して濁度を常時監視し、濁度が通常より上昇すれば取水を停止する体制を整えたところです。この体制はろ過装置を整備するまでの過渡的措置として承知しておりますが、現在のところ具体化されていない状態です。水道事業者はして水道水の安全性に対する認識を欠くものではありませんが、このような水道事業体の置かれた状況をご理解いただき、現在の暫定対策指針の見直しの中で、安全性と経済性の両立が可能な、原水の監視強化等の対策を検討いただきますようお願いいたします。</p>
56	H15.4.9	21	横浜市水道局浄水部 水質課 梅原	<p>1 現行の水質基準から外れる項目と新たに加わる基準項目について 大腸菌群から大腸菌、及び過マンガン酸カリウム消費量から総有機炭素(TOC)への基準項目の変更についての根拠は記述されておりますが、その他、新たに基準項目となった物質や外れた物質についての根拠を各々、示していただきたい。</p>
57				<p>2 水質管理目標設定項目に設定されている残留塩素について 平成4年の改正では残留塩素が快適水質項目で目標値として「1mg/l程度以下」であり、今回の改正案では水質管理目標設定項目に目標値「1mg/l」と設定されました。この「1mg/l」とされた根拠は何かを伺います。併せて水道事業体では、いわゆるカルキ臭対策のために残留塩素の低減化に努めているところであります。良質な水道水質の向上に向けて残留塩素の目標値を下げるべきと考えます。</p>
58				<p>3 非イオン界面活性剤の基準項目設定について 今回の改正案では、非イオン界面活性剤は、「発泡」に関しての性状に関する項目として基準項目に設定されていますが、陰イオン界面活性剤も同様な理由で設定されております。この場合、「発泡」を絶対量で規定する手法を検討していただきたい。また、分析方法として挙げられた方法では基準値が定量下限値付近であり、精度管理が確保される分析方法を確立していただきたい。</p>